

下水道使用料等検討会議

(第 1 回)

令和5年10月23日

尾張旭市上下水道部経営政策課



1 下水道事業の概要

(1) 下水道の役割



汚水

街を清潔にする

(公衆衛生の確保と生活環境の
改善)

身近な環境を守る

(公共用水域の水質保全)

雨水

街を浸水から守る

(浸水の防除)

資源・エネルギー
を創る

(循環型社会・低炭素社会へ
の貢献)

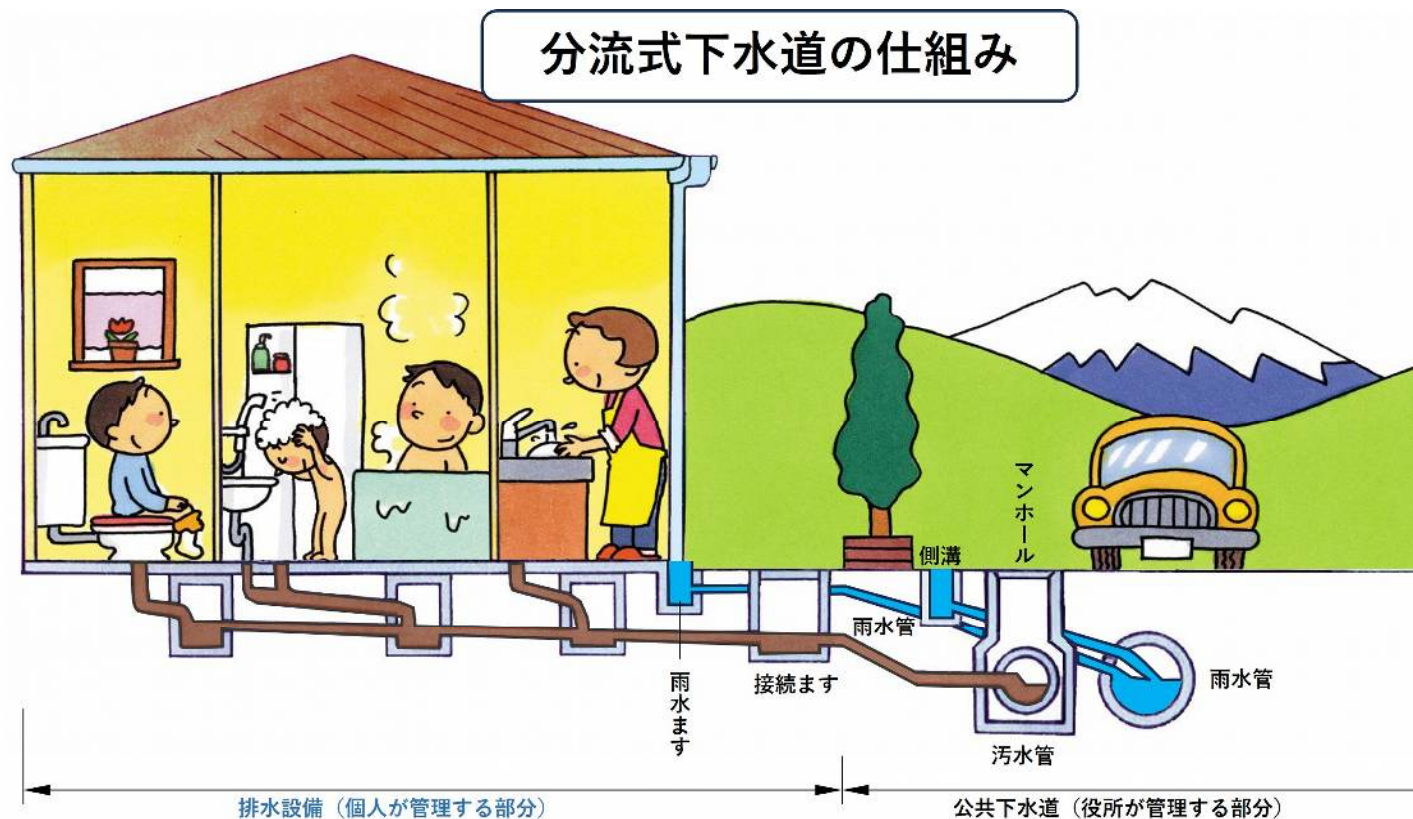
(2) 分流式と合流式



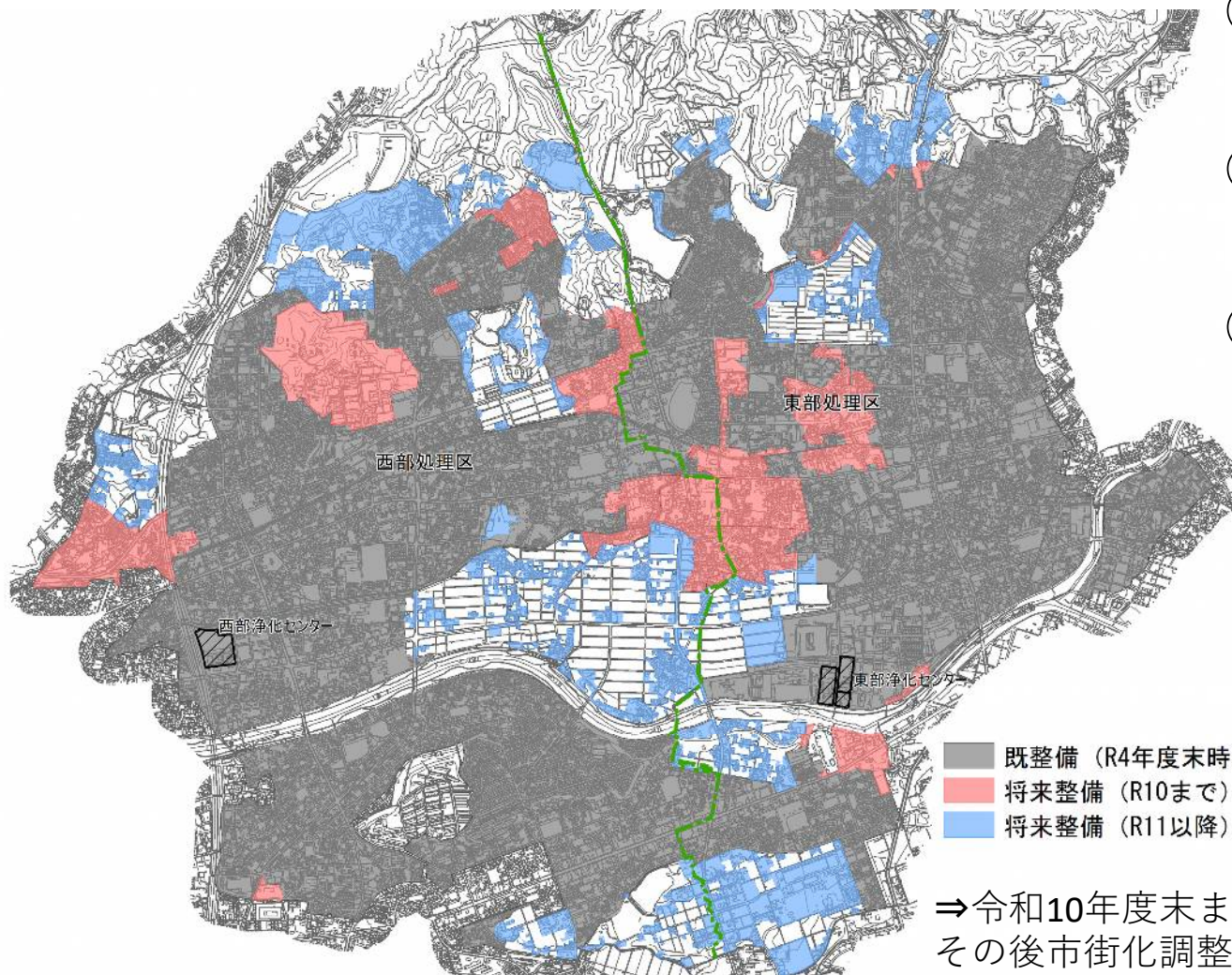
【分流式】 汚水と雨水を**別々**の管路系統で流下させる方式

【合流式】 汚水と雨水を**同一**の管路系統で流下させる方式

⇒尾張旭市では【**分流式**】を採用



(3) 尾張旭市の下水道事業（整備状況）



- ①既整備面積(R4年度末)
1,006ha
- ②事業計画区域面積
1,176ha
- ③全体計画区域面積
1,355ha



現状の整備進捗率
74.2%(=①/③)

⇒令和10年度末までに市街化区域の整備が完了し、その後市街化調整区域の整備を進めていく予定で、供用開始区域は増加していく見込みである。

(3) 尾張旭市の下水道事業（処理場）



東部浄化センター



西部浄化センター



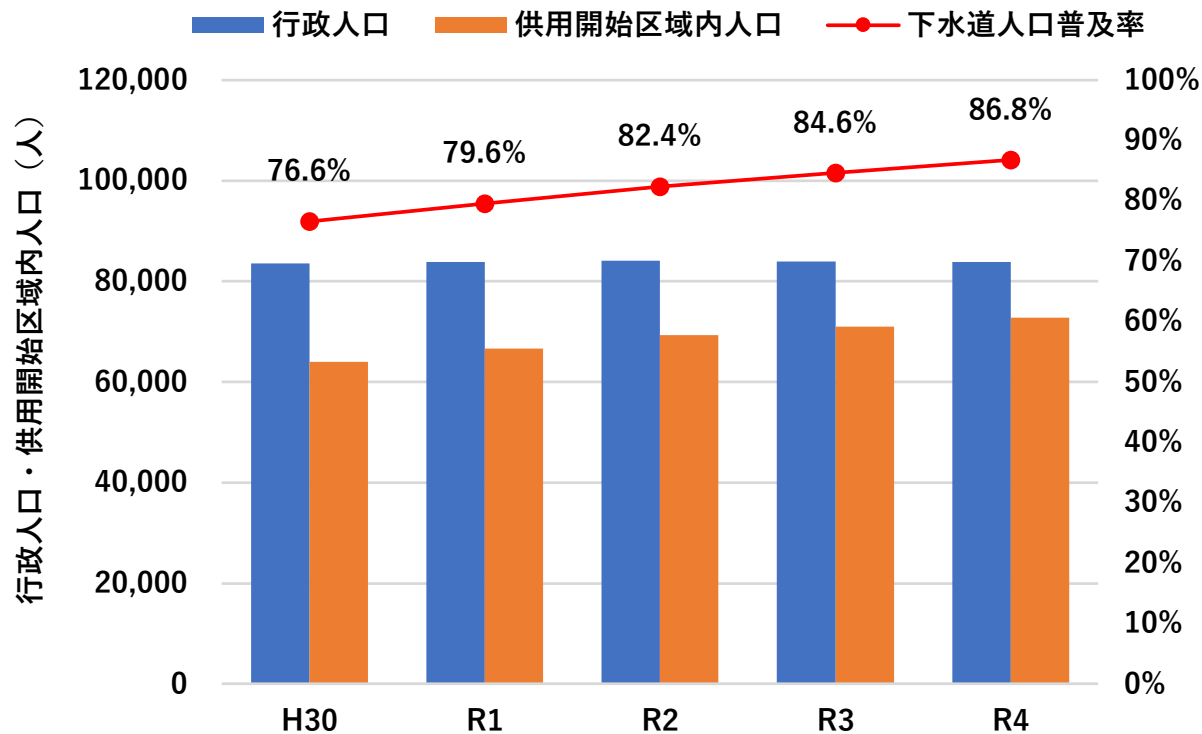
処理施設名称		東部浄化センター	西部浄化センター
供用開始年		昭和61年1月（37年経過）	平成12年6月（23年経過）
処理方式	既設	1系列：ステップ流入式2段硝化脱窒法 2系列：標準活性汚泥法	1系列：標準活性汚泥法 2系列：ステップ流入式3段硝化脱窒法
	全体計画	1～3系列：ステップ流入式3段硝化脱窒法	1～3系列：ステップ流入式3段硝化脱窒法
処理能力	既設	12,300m ³ /日	13,400m ³ /日
	全体計画	13,400m ³ /日	16,500m ³ /日

⇒ 今後、施設の**増設工事**や老朽化に伴う**改築工事**を行う必要がある。

(3) 尾張旭市の下水道事業（普及率）



項目		H30	R1	R2	R3	R4	増加率 (R4/H30)	差 (R4-H30)
行政人口（人）	A	83,592	83,797	84,135	83,904	83,822	100.3%	+230
供用開始区域内人口（人）	B	63,990	66,674	69,291	70,980	72,730	113.7%	+8,740
下水道人口普及率（%）	B/A	76.6%	79.6%	82.4%	84.6%	86.8%	113.3%	+10.2%

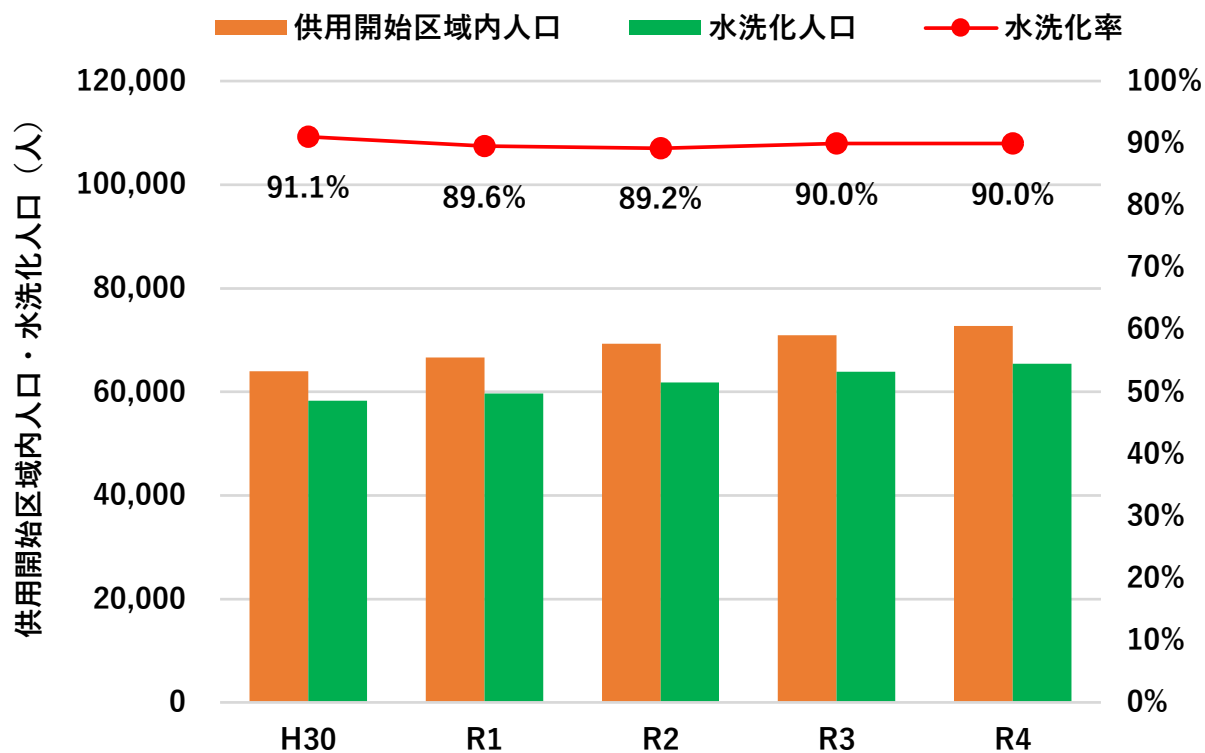


⇒ 過去5年で供用開始区域内人口は約14%増加しており、現在では、市民の約87%が下水道を使用できる状況となっている。

(3) 尾張旭市の下水道事業（水洗化率）



項目		H30	R1	R2	R3	R4	増加率 (R4/H30)	差 (R4-H30)
供用開始区域内人口（人）	B	63,990	66,674	69,291	70,980	72,730	113.7%	+8,740
水洗化人口（人）	C	58,269	59,712	61,827	63,859	65,460	112.3%	+7,191
水洗化率（%）	C/B	91.1%	89.6%	89.2%	90.0%	90.0%	98.8%	-1.1%



⇒ 下水道整備の推進により、水洗化人口は過去5年で約12%増加している。水洗化率は約90%の水準で推移している。

(3) 尾張旭市の下水道事業（使用料）



本市における現行の下水道使用料計算表（2か月ごと）

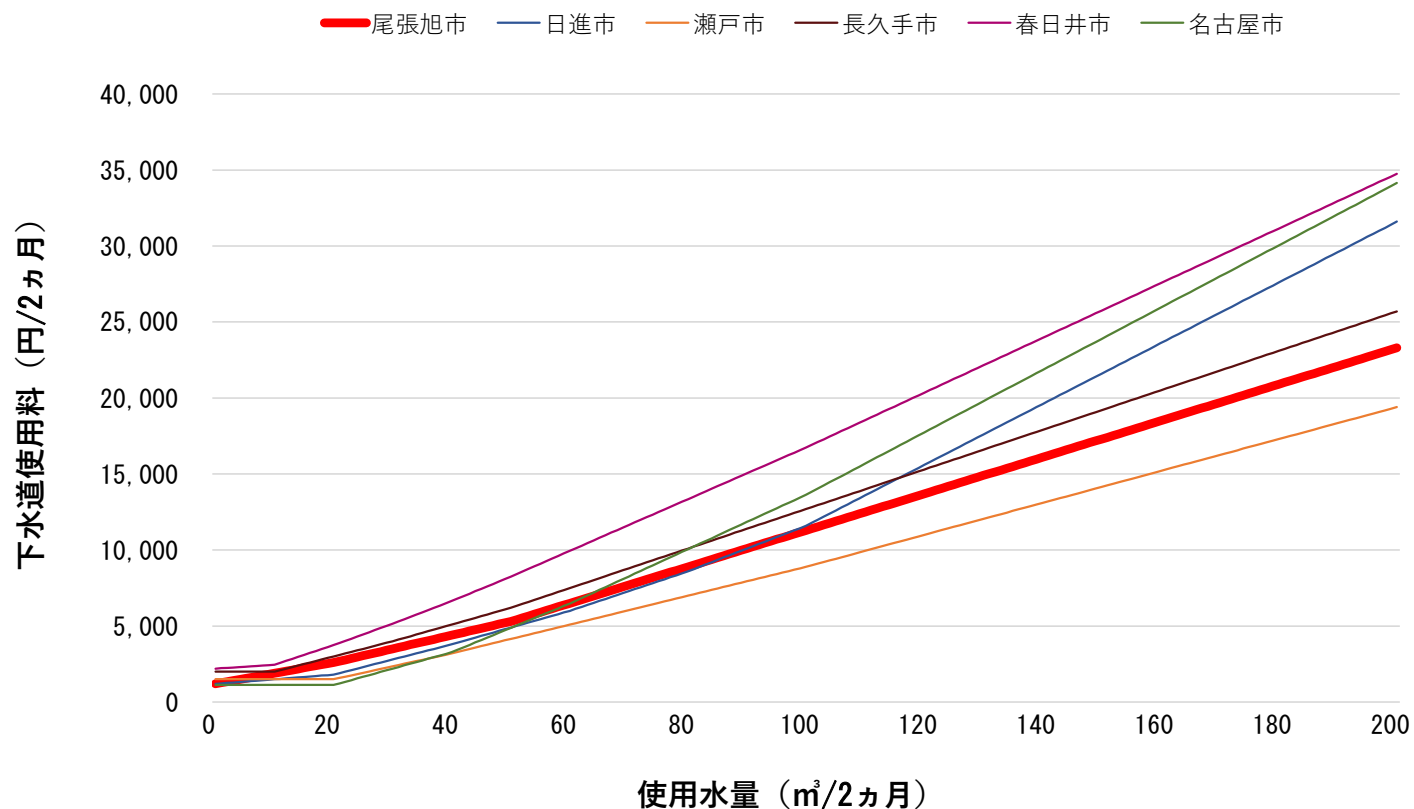
基本使用料 1,200円 (税抜き)	従量使用料（1m ³ につき、税抜き）	
	汚水量が20m ³ まで	70円
	汚水量が21m ³ から40m ³ まで	90円
	汚水量が41m ³ から100m ³ まで	120円
	汚水量が100m ³ を超えるもの	150円

※前回改定：平成14年4月

(3) 尾張旭市の下水道事業（使用料）



近隣自治体との比較（2ヵ月ごとの下水道使用料）

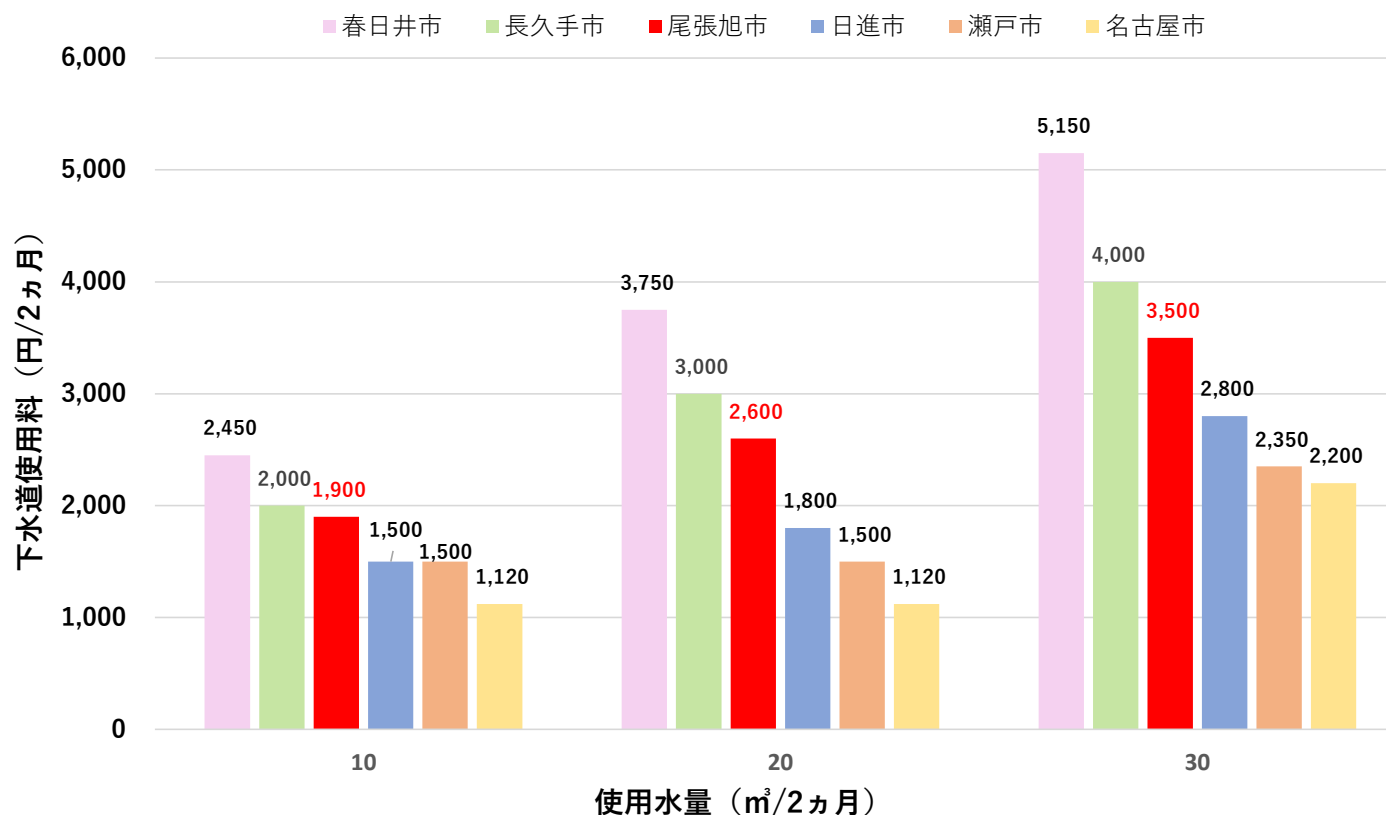


⇒汚水量が少ない段階においては、近隣自治体と比較して、やや高い水準となっているが、汚水量が多い段階においては低い水準となっている。

(3) 尾張旭市の下水道事業（使用料）



近隣自治体との比較（2ヵ月ごとの下水道使用料）



⇒ 調定件数が多い10～30m³の区分では、近隣自治体と比較して3番目に高い水準となっている。

※使用料について、春日井市は令和3年、4年に改定済、名古屋市以外の3市は改定の検討中である。

2 下水道事業の経営状況

(1) 公営企業の経営の原則



①独立採算制の原則（地方財政法第6条）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その經理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、**その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費**及び**当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費**を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。（略）



下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その経費は、経営に伴う収入（=**使用料**）をもって賄うこととなっている。

(1) 公営企業の経営の原則



②経費の負担の原則（地方公営企業法第17条の2）

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- (1) **その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費**
- (2) **当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費**



企業運営に必要な経費のうち、性質上、使用料収入をもって充てることが適当でない経費（＝雨水）と、能率的な経営を行っても経営に伴う収入だけでは困難な経費は、**一般会計繰入金（基準内繰入金）**で賄うこととなっている。

(1) 公営企業の経営の原則



【補足1：雨水公費・汚水私費の原則】

雨水は自然現象に起因し排除による受益が広く及ぶことから**公費**（一般会計繰入金）により負担し、**汚水**は、受益者が明らかなことから、**私費**（使用料）により負担することを原則とする。

⇒雨水は「経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」

【補足2：基準内繰入金と基準外繰入金について】

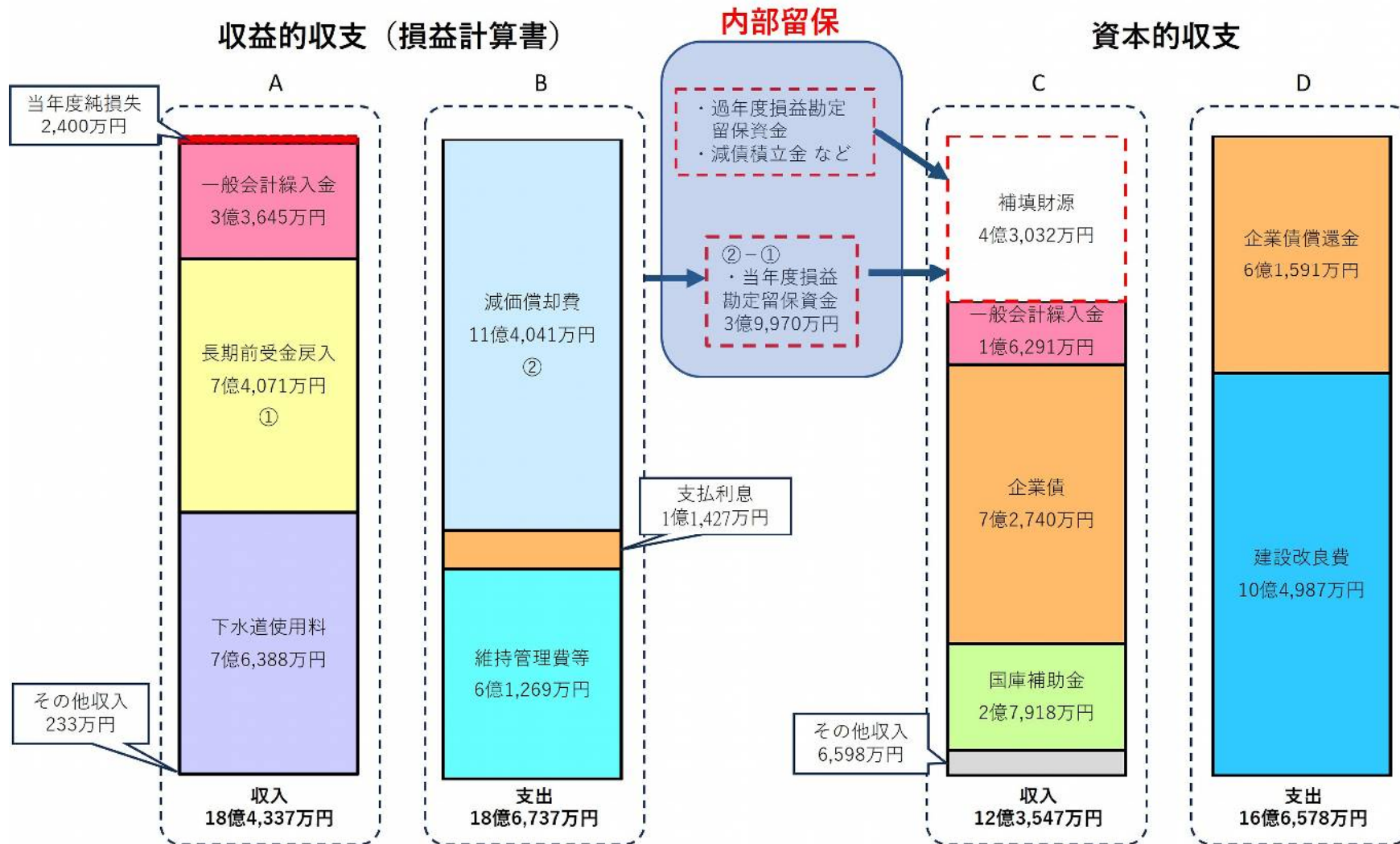
一般会計繰入金のうち、**総務省が定める繰出基準**内のものが「**基準内繰入金**」であり、基準以外の繰入金が「**基準外繰入金**」となる。

⇒雨水の経費と汚水の経費のうち「経営に伴う収入のみでは困難」と認められる経費が基準内繰入金となる。

《参考》主な繰出基準

- ・ 雨水処理に要する経費
- ・ 分流式下水道等に要する経費
- ・ 高度処理に要する経費

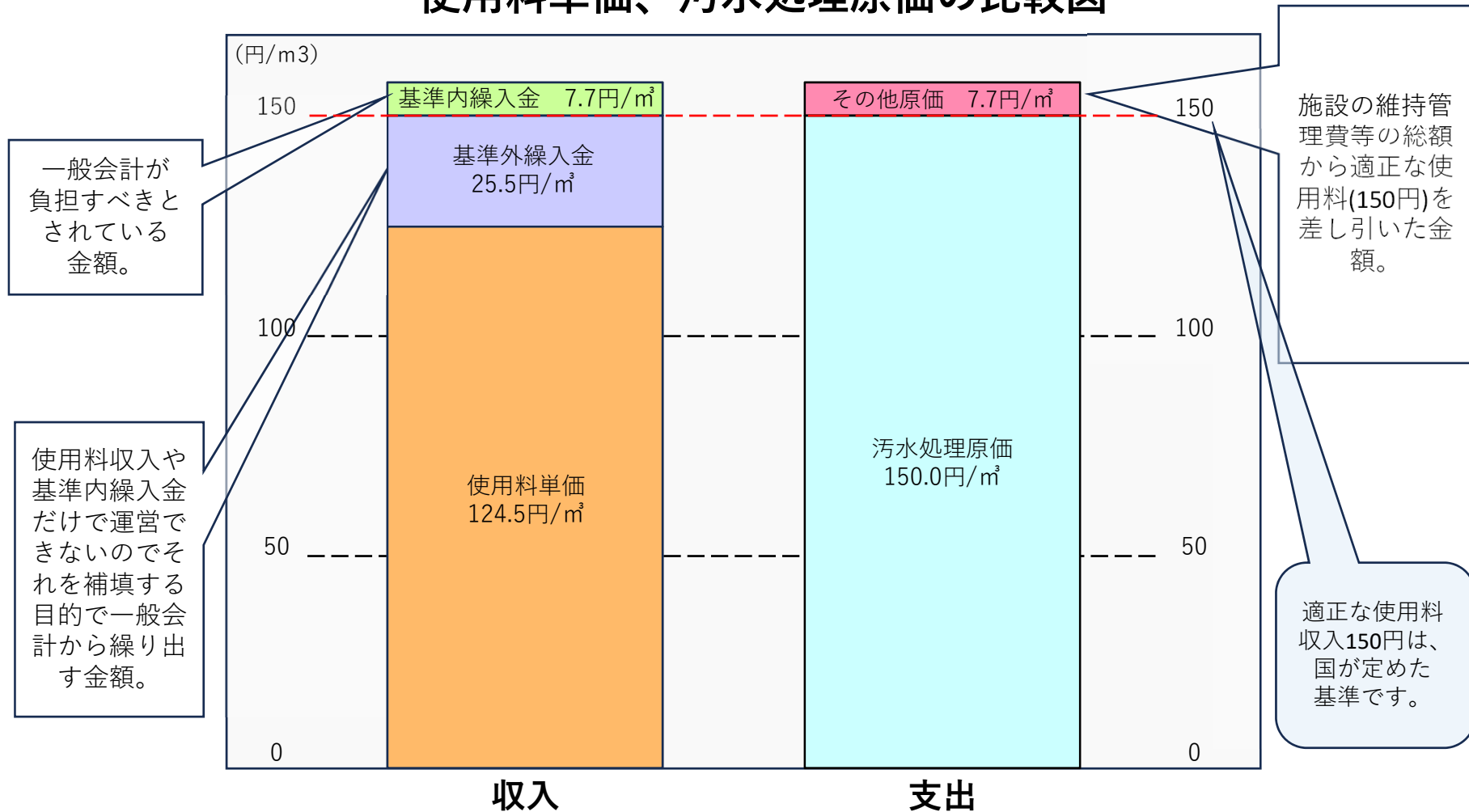
(2) 令和4年度決算の状況



(3) 経費の負担区分



使用料単価、汚水処理原価の比較図

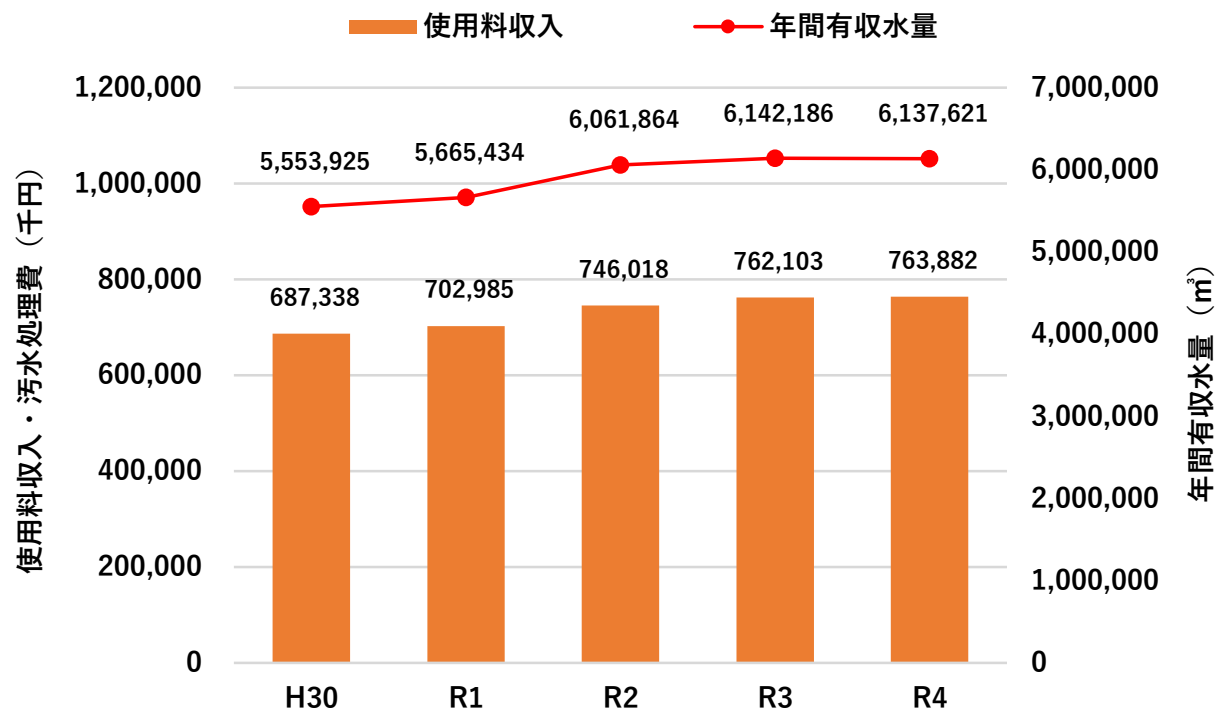


⇒汚水処理費用に対して、使用料収入のみでは賄えず、一般会計からの基準外繰入金で補っている状況である。

(4) 使用料収入の状況



項目		H30	R1	R2	R3	R4	増加率 (R4/H30)	差 (R4-H30)
年間有収水量 (m ³)	A	5,553,925	5,665,434	6,061,864	6,142,186	6,137,621	110.5%	+583,696
使用料収入(千円)	B	687,338	702,985	746,018	762,103	763,882	111.1%	+76,544

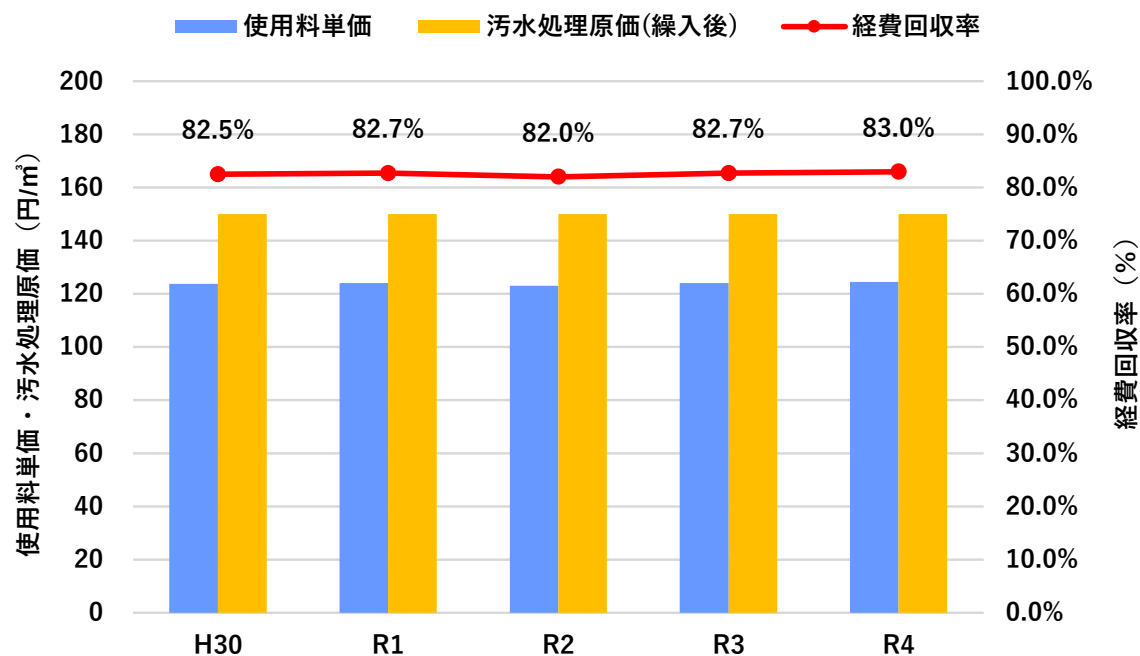


⇒整備の進捗とともに、使用料収入・有収水量は、約11%増加してきている。

(5) 経費回収率の状況



項目		H30	R1	R2	R3	R4	増加率 (R4/H30)	差 (R4-H30)
使用料単価(円/m ³)	A	123.76	124.08	123.07	124.08	124.46	100.6%	+0.70
汚水処理原価(円/m ³) (繰入後)	B	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	100.0%	-
経費回収率(%)	C	82.5%	82.7%	82.0%	82.7%	83.0%	100.6%	+0.5%



⇒使用料単価及び汚水処理原価は横ばいとなっており、今後も経費回収率の向上はあまり期待できない状況である。

3 経営戦略の改定

(1) 総務省の取組み



- 総務省は、地方団体が経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に的確に取り組むため、民間企業と同様の「公営企業会計」を適用することを要請（H27年1月総務大臣通知）

※人口3万人以上の団体はR2まで

⇒尾張旭市はH29年から法適用開始

（公営企業法の規定を全て適用する「全部適用」ではなく、財務規定等のみを適用する「財務適用」を本市では採用）

- 総務省は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を要請

※R2まで⇒尾張旭市はR1年に策定済

さらに3年～5年内の見直しが重要であることから、R7年度までの改定が求められている。 ⇒尾張旭市はR6年に改定予定

(2) 経営戦略の改定推進について



令和4年1月に総務省から「経営戦略」の改定推進が示され、次の項目に沿った投資・財政計画の見直しが求められている。

- ① 今後の**人口減少等を加味**した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却率や耐用年数等に基づく**施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用**の的確な反映
- ③ **物価上昇等を反映**した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる**経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）**の検討
- ⑤ ①～④の事項を情勢変化に合わせ的確に反映できるよう、経営戦略は「**3～5年毎に改定**すること」

⇒ 尾張旭市では、R5～R6年度に検討会議を実施し、使用料改定の必要性の検証を行う。

(3) 尾張旭市公共下水道事業経営戦略

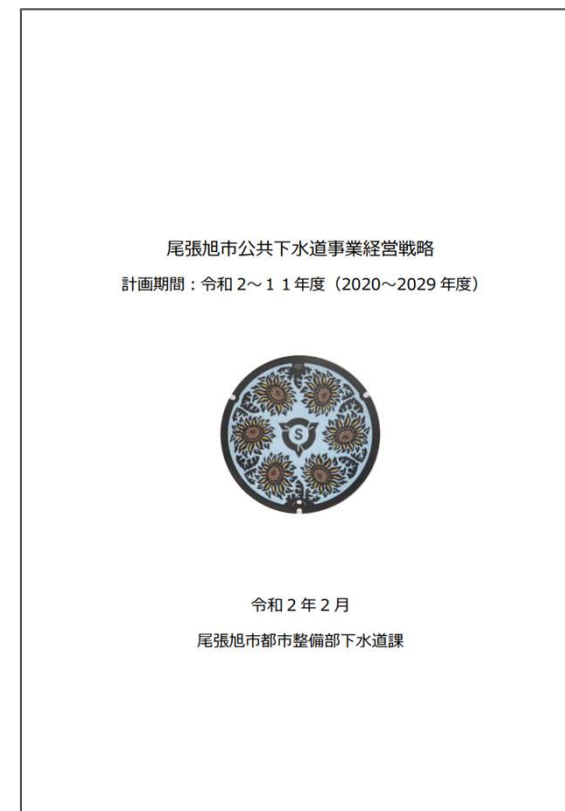
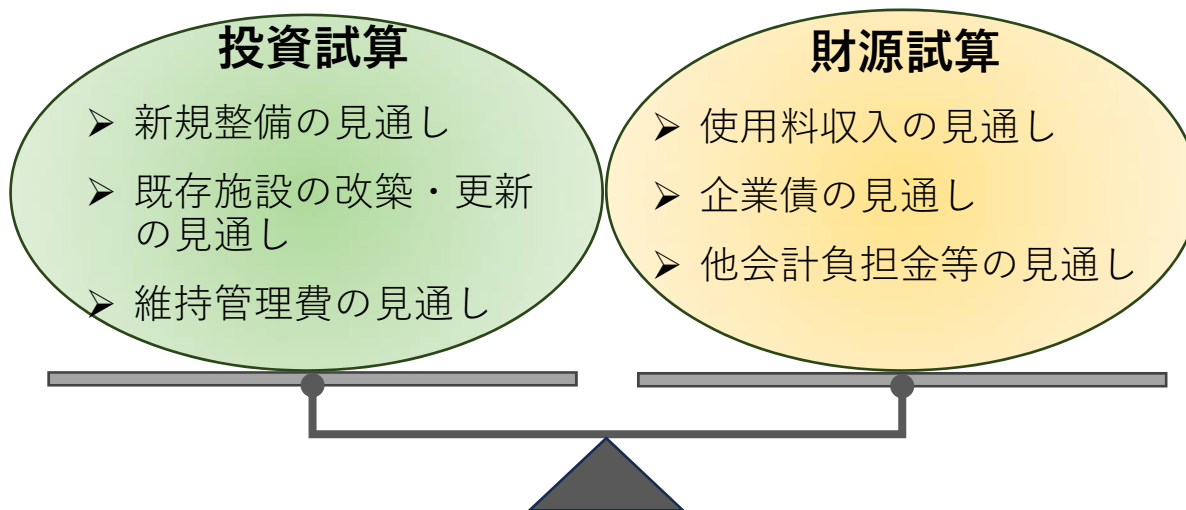


経営戦略

将来にわたって安定的に事業を継続していくための
中長期的な経営の基本計画

計画期間：10年間（令和2年度～令和11年度）

主な内容：収支均衡に向けた投資・財政計画の策定



尾張旭市公共下水道事業経営戦略

(3) 尾張旭市公共下水道事業経営戦略



経営戦略の内容

第1章 経営戦略策定の趣旨

第2章 国等の施策と尾張旭市公共下水道事業の取組 ⇒ 時点修正

第3章 事業概要 ⇒ 時点修正

◆事業の現況 ◆これまでの主な経営健全化への取組

◆経営の現状分析

第4章 将来の事業環境 ⇒ 時点修正

◆水洗化人口・下水需要の予測 ◆使用料収入の見通し

◆施設・組織の見通し

第5章 経営の基本方針 ⇒ 総務省の改定推進を踏まえた見直し

・経費回収率等の経営指標を用いた目標設定

第6章 投資・財政計画（収支計画） ⇒ 総務省の改定推進を踏まえた見直し

・目標達成に向けた投資・財政計画の作成

◆投資・財政計画 ◆投資・財政計画に未反映の取組

第7章 効率化、経営健全化のための取組 ⇒ 「投資・財政計画」に基づく見直し

第8章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 ⇒ 時点修正

第9章 まとめ

今後の検討内容



回	時期	検討内容予定
第1回	令和5年 10月23日 (本日)	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道事業の概要・ 下水道事業の経営状況・ 経営戦略の改定
第2回	令和6年2月	<ul style="list-style-type: none">・ 課題の共有と改善への取組みについて (調整区域の整備、処理場の将来的なあり方、水洗化率向上等)・ 使用料改定の必要性について
第3回	令和6年7月	<ul style="list-style-type: none">・ 経費回収率向上に向けた取組みについて・ 使用料改定について (内容、時期等の検討)
第4回	令和6年11月	<ul style="list-style-type: none">・ 使用料改定について (検討会議としてのまとめ)・ 経営戦略の改定案について